

磐周教育への提言（第10次）

原点に立つ磐周教育

～真に子どもを大事にする学校づくり～



磐周校長会

目 次

・ 序	1
I 磐周教育の明日に向かって	
1 磐周教育の原点を探る	2
2 明日に向かう新たな一歩を	3
II 目指す学校像	
1 人間教育・学びの場としての学校	5
2 身に付けるべき資質・能力を育む学校	6
3 社会性を育てる学校	7
4 健康な心身を育む学校	8
5 地域とともにある学校	9
6 特別支援教育を推進する学校	10
III 目指す校長像	
1 校長の力量形成	11
2 目標設定と意思の形成	12
3 学校運営組織の構築と改善	13
4 教職員の育成・指導と評価	14
IV 参考資料 提言経緯	15

序

近年は、少子高齢化、高度情報化、グローバル化などが進展し、社会の変化がますます進んでいくと予想される。そのような中、子どもを取り巻く家庭や地域の環境にも変化が見られ、命が脅かされる犯罪や事故も増加している。

また、人間関係の希薄化、規範意識・自尊感情の低下、暴力行為や不登校・深刻ないじめの増加、学力格差の問題など、多くの課題が指摘されている。さらに、防災教育の充実や災害・学校事故などに対する的確な危機管理も強く求められる等、学校はかつてない程多くの課題に直面している。

県校長会の『静岡県教育の未来像の探求Ⅳ－新たな学校の創造と具現－』は、「教育改革の最前線は学校である。学校の命である授業の充実なくしては改革は具現化しない」との考えのもと、変えてはならない教育の本質部分に軸足を据えて、常に「子どもの学びの充実、子どもにとっての真の学び舎づくり」ということを問い続けながら、学校文化を創り上げていかなければならない、と述べている。

磐周校長会は、昭和59年以来、9次にわたり「磐周教育への提言」をまとめ、その時々の教育課題に真摯に向き合ってきた。第9次提言では、磐周教育のあるべき姿の原点となるものを明らかにすることが大切であると考え、スローガンを「原点に立つ磐周教育」とし、磐周教育が大切にしてきた「子どもを大事にする学校づくり」を基盤に据えて、「目指す学校像」で教育の全体像を示し、「目指す校長像」でその具現を促し、その成果と課題を校長自身が総点検することを提言して、実践を進めてきた。

第10次提言を作成するにあたり、第9次提言が提唱してきた「原点に立つ磐周教育」を継承し基盤に置くとともに、平成29年3月に告示された学習指導要領の理念を踏まえて、各学校において、新しい時代に必要となる資質・能力の育成を目指す必要があると考えた。

子どもの育ちと学びの本質をとらえながら、「真に(※)子どもを大事にする学校づくり」をさらに充実させるためには、校長自身も自ら学び続け、自校の課題に対する解決の方向を見極めて、学校教育の中心は授業であることを柱とした目指す学校像と校長像を明確にして、強力なリーダーシップを発揮しなければならない。

本提言が、「校長の手引き書」としての役割を果たし、磐周教育の一層の充実・発展に寄与することを願っている。

2018年(平成30年)1月第10次提言「序」

※ 「真に」…子どもの未来、これからの子どもにとっての「真に」
…校長として自校の子どもにとっての「真に」

I 磐周教育の明日に向かって

1 磐周教育の原点を探る

「磐周とは、まことによき名である。磐のごとき固い団結をもってこの地域の教育に挺身し、そのすぐれた成果をあまねく四周に及ぼすように」(1)とは、昭和43年4月22日磐周校長会設立総会において語られた言葉である。

以来、磐周教育はどうとらえられ、どう語られてきたのか。磐周教育とは何だろうかかと問われた時、次のように表してみたらどうだろうか。

磐周教育とは、遠州灘から長野県境にわたる13市町村の90校が「どこへ行ってもいい教育をしていると周囲をして言わしめる学校づくり」(2)を目指してきた教育である。そして、「生気に満ちた安定、盛り上がる安定」(3)の中で、子どもを大事にする教育を地道に進めてきた。そこには、絶えず課題と向き合い、「切磋琢磨」(4)する姿勢があった。

平成17年4月の市町村合併、平成18年3月の北遠地区の分離により2市1町57校(※)と磐周の枠組みが大きく変わった。それから10年余。私たちは、今、磐周教育を問い直す機会を持ちたいと思う。引き継ぐべき理念や実践、大切にしたい言葉を今一度胸に刻み、明日に向かって価値付けてみたい。(※ 現在は56校)

(1) 「へき地教育」「北遠教育」から学ぶこと

「静岡県へき地教育は磐周から」(5)と言われ、「磐周教育は『北遠教育』なしに語れない」(6)とされてきた。

私たちは、「へき地教育」「北遠教育」から何を学んできたのだろうか。ここでは4つ挙げてみたい。

第1は、「子どもを大事にする教育」である。

「へき地教育」は「『教育の機会均等』を目指すものであり『どの子にも光を』という教育の原点に集約帰結されるものである。」(7)という言葉にそれは象徴される。子どもを大事にする教育とは、一人一人をよくみて、その子の成長を支えることである。その子ならではの学びを見つめる眼差しを大切に、親身になること、付けた力をつらぬいて、学力を保障し、成長を保障する教育を展開することと言える。

子どもを大事にする教育は、小規模校だけでなく、磐周のそれぞれの学校で求め続けられてきた。これこそが磐周教育の根底に流れる理念ではないだろうか。

第2は、「事実から出発する教育」である。

「私は、『へき地教育』は『僻地教育』であると考えた。即ち、子どもが育つ。子どもが学ぶ。その基本となる条件が辺地・少人数故に欠けている。この状況の中で、子どもをどう育てていくか、この実践こそが『僻地教育』である。」(8)

このように教育は、子どもの事実、保護者の事実、教職員の事実、地域の事実と向き合うことからスタートしなければならない。困難な事実をまず受け止め、それをむしろ特性や特色としてとらえて、取組を出発することが大事である。

第3は、「地に根ざした教育」である。

磐周教育を語る文章には「地の教育」(9)という言葉が多く見られる。公立学校の在り方や意義が問い直される今、改めて「地の教育」について考えてみたい。

「『地を離れて人なし』の言葉があるように、地を離れた教育はない。」(10)と言われてきた。また、「へき地教育は、教育の原点です。現在のように、学校が学校の中だけの研修になり地域をおろそかにするようでは、特色ある教育になりませんね。」(11)という先輩の声もあった。(昭和58年当時)

「地に根ざした教育」は、学校が立地する地域の自然や歴史、伝統、人々のくらしなどの風土に惚れ、学びひたることであり、その地に受け継がれてきた固有の文化を生かして、学校文化を創造することだと考える。

第4は、「教師を育てる教育」である。

「磐周教育は、北遠の教育から多くを学んできた。一人一人の子どもを大切に、子どもの成長のために教師という職はある、という教育の原点を体験的に学んできた。」(12)という言葉のように、学校は、子どもの学びを大事にするとともに、教師としての学びや成長を促す上で重要な役割を担っている。教師としての幅広い経験をどのように積んでいったらよいか、教師の育成の在り方をつねに見直していきたい。

(2) 「一枚岩」と「一步、出でよ」

「磐周は一枚岩」⁽¹³⁾と言われ、「磐周は遠望すれば一枚岩。近寄れば個性的な岩石ががちりと組み合った石垣である。」⁽¹⁴⁾とも表現されてきた。

「磐周は、一枚岩で、まとまりがいいことは確かだ。しかし、画一的で、平均的で没个性的」「進取の気風に欠けている」⁽¹⁵⁾と若手教員が声を上げる。それに対して、「県下で一番広く、学校の数も多く、学校の規模や条件もいろいろ違い、こういう地域を一つのまとまりとして運営を考えた時、一つの型にはめていかないと、まとまりにくい。」⁽¹⁶⁾と受け止め、「平穩無事な画一的、平均的という指摘も、みな当たっている。他の地域の先生方は、一つのことをどこまでも追求してくるが、磐周の先生方はすぐ妥協してしまう。この点は磐周の弱点で、磐周の教育に特色がなく、また伝統を積み重ねていく努力もたりないという結果に表れている。」⁽¹⁷⁾と持論を展開するなど、課題と向き合い、自由闊達に議論し合う場面もかつてはあった。そして「現状を見つめ、『磐周よ、一步出でよ』と将来への展望を見極めよう」⁽¹⁸⁾と自らを鼓舞し続けてきた。

「一枚岩」に象徴される協調性、「一步、出でよ」に象徴される主体性。組織としても個人としても必要とされるこの2つのことが絶えずせめぎ合ってきたことが活力となってきた。手をつなぎ、まとまろうとする力と枠を打ち破ろうとする力がぶつかり、よりよい実践を生み出す原動力となってきた。2つのぶつかり合いから新たな力が生み出される。若手の校長もベテランの校長も互いを尊敬しつつ、それぞれの考え方や感じ方の違いをぶつけ合ってきたのである。違いは力となる。この活力こそが磐周の魅力であり、今後も大切にしていきたいことである。

「この連綿と築かれた教育条件と活動の経緯を綴り、この中に息づく教育の原点を探ることは、磐周教育の強さと弱さを自覚することであり、将来への発展に資することでもある。」⁽¹⁹⁾とは大切にしたい一節である。

(3) 磐周ならではの宝物

磐周ならではの宝物として磐周教育研究所と磐周教育協議会、磐周教科等指導員制度がある。これらの組織や制度の在り方に貫かれている考え方こそが宝物である。平成10年3月、磐周教育研究所が建設された。それまでの磐周教育会館から磐周教育研究所としたのは、「磐周は、広い地域にわたっているため、人を集めると授業の犠牲が大きい。これを避けるため限られた代表者の所員による教育研究を基本としていこうとする発想（所方式）で設立された。」⁽²⁰⁾という意図があった。設立当初から、教育センターとしての研修・情報・福祉・文化の4つの機能の充実により、子どもを大事にする教育を支えている。

磐周教育協議会において大切にしていきたい精神は、「磐周教育協議会の主役は、若い教職員の柔軟な頭脳と斬新なアイデアでなければならないとして、それを前面に押し出し、機能させるように心がけてきた」⁽²¹⁾という言葉に象徴される。立場や年齢、経験を超え、子どもたちや教職員の成長に向け、自らの進むべき道を見極めようと議論を尽くす場を大切にはぐくんできた。

磐周教科等指導員制度は、昭和41年磐田市で誕生した指導員制が昭和44年磐周全体に広まったものである。「指導員は、教育事務所の指導主事とは違う。自己の実践から判断し、意見を述べるものである。すなわち地下足袋を履いて隣の温室の栽培状況を見に行くのである。」⁽²²⁾という考え方のもと、実践を通して学び合うことで、互いの教科領域の指導力向上に努めてきた。このことは、磐周ならではの人材育成の制度でもある。（※ 現在は教科指導リーダー）

3つの宝物以外にも「磐周の宝物探し」⁽²³⁾をみんなでやっていきたい。県内の校長会組織の中でも56校体制は大きい方である。様々な学校があり、もっといろいろなことができる可能性がある。こんな教育ができるぞという思いで「教育資源」⁽²⁴⁾としての磐周を有効活用して、新たな「宝物探し」に取り組むことも必要である。

2 明日に向かう新たな一步を

昭和58年に発刊された『磐周教育の回顧と展望』には「この書物の中に、われわれは、自らに向かって問い続け、友に向かって語り続けなければならない課題を発見する」⁽²⁵⁾とある。

私たちの先輩はこうした思いを受け継ぎ、昭和59年1月「磐周教育への提言 第1次」以来、第9次に至るまで提言を出し続け、課題解決に向け、実践に取り組んできた。（VI 参考資料 提言経緯 参照）

平成29年3月、学習指導要領が告示され、教育界はまさに大きく変わろうとしている。私たちは、明日に向かう新たな一步を踏み出すために、今一度、人間教育、学校教育、磐周教育の「原点に立つ」こととし、学習指導要領の理念を踏まえ、今後5年間の課題を次のように提案したい。

真に子どもを大事にする学校をどうつくるか

それでは、「真に子どもを大事にする学校」とは一体どんな学校であろうか。どんな校像を目指したらよいのか。また、そんな学校をつくるためには、私たち校長は一体どうあったらよいか。どんな校長像を目指したらよいのか。私たちは、第10次提言を、「目指す学校像」「目指す校長像」として、以下のように提言する。

「目指す学校像」

- 1 人間教育・学びの場としての学校
- 2 身に付けるべき資質・能力を育む学校
- 3 社会性を育てる学校
- 4 健康な心身を育む学校
- 5 地域とともにある学校
- 6 特別支援教育を推進する学校

「目指す校長像」

- 1 校長の力量形成
- 2 目標設定と意思の形成
- 3 学校運営組織の構築と改善
- 4 教職員の育成・指導と評価

本提言を参考・拠り所とし、磐周地区の校長が、それぞれ「真に子どもを大事にする学校づくり」に向けてビジョンとロマンを具体化し、「磐周教育の明日」に向かって一步を踏み出していきたい。

< 出典資料一覧 >

- 『磐周教育の回顧と展望』（昭和58年10月）
 - (3) p 310 (9) p 5 (11) p 519 (13) (15) p 506 (16) (17) p 507 (19) p 2
 - (20) p 51 (22) p 368 (25) p 4
- 『磐周教育の伝統を尊重し新しい文化の創造を目指す「磐周の教育改革」』（平成10年3月）
 - (10) p 124
- 『磐周教育への提言 第7次』（平成15年3月） (4) p 10
- 『磐周教育の三十八年』（平成19年3月）
 - (1) p 11 (2) (6) p 212 (5) (7) p 17 (8) p 16 (12) p 230 (14) p 78
 - (18) p 18 (19) p 3 (21) p 19 (23) p 219 (24) p 58

< 構想図 >

I 磐周教育の明日に向かって

- 1 磐周教育の原点を探る
 - (1) 「へき地教育」「北遠教育」から学ぶこと
 - ・子どもを大事にする教育
 - ・事実から出発する教育
 - ・地に根ざした教育
 - ・教師を育てる教育
 - (2) 「一枚岩」と「一步、出でよ」
 - (3) 磐周ならではの宝物
- 2 明日に向かう新たな一步を
 - ・目指す学校像
 - ・目指す校長像

II 目指す学校像

- 1 人間教育・学びの場としての学校
- 2 身に付けるべき資質・能力を育む学校
- 3 社会性を育てる学校
- 4 健康な心身を育む学校
- 5 地域とともにある学校
- 6 特別支援教育を推進する学校

III 目指す校長像

- 1 校長の力量形成
- 2 目標設定と意思の形成
- 3 学校経営組織の構築と改善
- 4 教職員の育成・指導と評価

II 目指す学校像

1 人間教育・学びの場としての学校

将来の変化を予測することが困難な時代を前に、子どもを取り巻く環境も、日々変化している。人間関係の希薄化、規範意識・自尊感情の低下、暴力行為や不登校・いじめの増加、学力格差の問題などが指摘され、子どもの成長・発達に多くの課題が生じている。それに伴い、教職員や保護者も、求められる資質やあり方が多岐にわたり、時には厳しい非難にさらされて、進むべき方向や方法に戸惑うこともある。

校長は改めて原点に立ち、新しい時代を見据えて、子ども、教職員、保護者がよりよい社会の形成者としての実感をもてるよう、明確な指針を示したい。子どもにとっては、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を、教職員にあっては、新しい時代を創る力の育成に向け、信頼される専門性を、保護者にあっては、我が子の成長への深い愛情と責任を求めていきたい。

1 新しい時代に向かい、知性・徳性・心身を磨き、自己実現を目指す子ども

- (1) 知性を磨く … 育成すべき資質・能力を身に付ける
 - ア 既存の知識・技能と関連させて、基礎的・基本的な知識や技能を着実に身に付け社会で活用できる力とする。
 - イ 問題を発見し、解決の方向性を決定し解決方法の計画を立て、結果を予測して実行する。
 - ウ プロセスを振り返り、次の問題を発見してさらなる解決に向かう。
 - エ 対話や議論を通じて多様な考え方を理解し、協働的問題解決のための思考力・判断力・表現力をもつ。
- (2) 徳性を磨く … 人間性を豊かにしていく
 - ア 多様性を尊重し、思いやり、励まし合う共生の心がある。
 - イ 「人・もの・こと」に積極的にかかわり、向上心に富む。
 - ウ 精神的にたくましく、忍耐力がある。
 - エ 規範意識が高く、善悪の判断ができる。
 - オ 命を大切にできる。
- (3) 心身を磨く … 健康的な生活に努める
 - ア 体を動かすことが好きで、力いっぱい運動する。
 - イ 良い生活習慣・食習慣を身に付け、健康管理に努める。
 - ウ 人間関係を深める力を身に付け、心の健康に努める。

2 新しい時代を創る力の育成に向け、信頼される専門性をもつ教職員

- (1) 教育者としての使命感・倫理観をもつ
 - ア 子どもの成長・発達について深く理解し、その成長に責任をもつ。
 - イ 教育に対する情熱と愛情に溢れ、先見性と判断力に優れる。
- (2) 実践的指導力をもつ
 - ア 学年・学級経営に手腕を発揮できる。
 - イ 子どもの学びを見取り、確かな学習指導ができる。
 - ウ 子どもに寄り添い、確かな生徒指導ができる。
 - エ 保護者のよき相談者になり、家庭や地域と連携できる。
 - オ 研究修養を常に心掛け、向上心・研究心に富む。
- (3) 組織の活性化に努める
 - ア 組織の一員として仕事ができ、共に磨き合える。
 - イ マネジメント能力を発揮し、学校経営に積極的に参画する。
 - ウ 人間関係を築く力に優れ、社会性・協調性に富む。

3 我が子の成長のために、深い愛情と責任をもつ保護者

- (1) 家庭教育の役割を果たす
 - ア 子どもの教育の第一責任者は親であることを認識し、基本的生活習慣を身に付けさせる。
 - イ 子どもの思いを冷静に受け止め、真の愛情を注ぐ。
 - ウ 子どものよさを認め、励まし、一人の人間として尊重する。
 - エ 日々を前向きに生活する姿を通して、子どもに範を示す。
- (2) 学校や教職員と協働できる保護者
 - ア 参観会・懇談会に出席し、学校のことを理解しようとする。
 - イ 子どもの成長のため、学校や教職員と協力して行動できる。
 - ウ 学校行事、奉仕活動等に積極的に参加する。
- (3) 地域の一員として、責任ある行動をとる
 - ア 周りの保護者とよりよいネットワークを築く。
 - イ 健全な教育環境整備に向けて協働できる。
 - ウ 地域活動や地域防災に参加し、積極的に地域との絆を深めようとする。

2 身に付けるべき資質・能力を育む学校

身に付けるべき資質・能力は、すべての教育活動を通して培われるが、その中核は授業に他ならず、土台は学習指導要領にある。目指すべき視点である子どもたちが「何ができるようになるか」の観点から、資質・能力を整理し、その育成のため「何を学ぶか」という指導内容を検討すると共に「どのように学ぶか」という学びの姿を構成していかなくてはならない。

また、さらにその進化を図るためには、学習指導要領を「学びの地図」として幅広く共有するため、社会に開かれた教育課程の実現にも努めるべきである。

そのために、校長はもっとも基本にある日々営まれる授業の在り方を踏まえ、自校の教職員に新しい時代に向けた子ども観や授業観、評価観を深めさせ、指導力の向上を目指したい。

1 「何ができるようになるか」を押さえる

- (1) 「何を理解しているか、何ができるか」の共有化
各教科等における知識や技能を学習指導要領を基に押さえ、「主体的・対話的で深い学び」を通すことで、既存の知識や技能と新しい知識・技能を結びつけ、社会の中で生きて働く力として定着することを目指す。
- (2) 「理解していること・できることをどう使うか」の共有化
未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成に向け学びのプロセスを位置付ける。
ア 課題把握－解決方法計画－予測・実行－結果へと導くプロセス
イ 個々に情報を精査したり、集団として対話、議論をもとにしたりして考えを形成するプロセス
ウ 思いや考えをもとに意味や価値を創造していくプロセス
- (3) 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」の共有化
学びの中で、「メタ認知」できる場を設けることで情意面や態度面における力や態度を育めるようにする。

2 「何を学ぶか」について明確にする

- (1) 各教科等における目標や指導内容を見直し、単元・題材を設定する。
- (2) 新設された外国語教育についての意義を明らかにし、目標や指導内容を的確に把握する。
- (3) 各教科等において小中学校終了時身に付けておく力を踏まえつつ、各学年段階で学ぶべき内容を見直すことで発達段階に応じた縦のつながりに立つ指導を心掛ける。
- (4) 各教科等における指導内容の整理を行うと共に、教科等の相互関係を捉え、枠を越えて指導することで、共通して重視すべき力を培っていく。
- (5) 各教科の「見方・考え方」を軸として、授業改善への取組を活性化させる。
- (6) 国語教育及び外国語教育を中心として、発達段階に応じて言語活動の充実を図る。
- (7) 目標に準拠した評価の実質化や教科・校種を超えた共通理解に基づき、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の観点のもと子どもを見取る。

3 「どのように学ぶか」という学びの過程に着目する

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す。
ア 習得した知識や技能を活用し、問題解決に向けた探究活動を位置付ける中で、教える場面と思考・判断・表現させる場面を効果的に関連させて指導する。
イ 教員と子どもや子ども同士の対話を位置付け、思考を広げ深められるようにする。
ウ 子供が興味をもち取り組む授業を工夫すると共に、自ら振り返り学び得た力を自覚したり、互いに共有したりする場をもつ。
- (2) 教員は、常に指導の在り方を追究し、必要な学習環境を積極的に設定していく。
- (3) 基礎的・基本的な知識・技能の習得に視点を持つ場合は、主体性を引き出す等、発達段階や学習課題に応じての学びの過程に留意する。

4 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す

- (1) 子供の姿や地域の実情等を踏まえた教育目標のもと充実した学びの展開を目指した「カリキュラムマネジメント」の確立に努め、家庭・地域と連動・協働しての実施に努める。
- (2) 教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、達成に必要な教育内容を組織的に配する。
- (3) 子供の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等を基に教育課程を編成、実施し、PDCAサイクルのもと評価、改善を図る。
- (4) 必要な外部の人的・物質的資源等を活用する。

3 社会性を育てる学校

複雑で変化の激しい社会の中では、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生きていくための社会性が必要となる。

社会性を高めるには、主体的に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する能力、自己をありのままに受け入れようとする自尊感情とともに、多様性を尊重する態度と互いのよさを生かして協働する力などを育むことが大切である。そこで、授業や特別活動、生徒指導を通して子どもたちの社会性を育てたい。

1 授業を通して、学びに向かう力や人間性を育成する

- (1) 課題の発見・解決に向けた主体的・対話的で深い学びによって、コミュニケーション能力を育てる。
- (2) 他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程を実現する。
- (3) 体験的学習や問題・課題解決的学習を意図的に位置付け、「人・もの・こと」への関心を高める。
- (4) 人格の完成、国家・社会の形成者として必要な資質の育成やその基盤となる道徳性を養う場として、学校の特色や実態及び課題に即した道徳科の授業を展開する。
- (5) 子ども同士がかかわり合う場を設定し、心がふれ合い、互いのよさを認め合うような学級風土を醸成する。
- (6) 保幼・小・中の接続や一貫教育を通して、学びの連続性を確保し、人と人とのかかわりを広める。

2 特別活動を通して、自尊感情を育み、多様性を尊重して協働する力を育成する

- (1) 児童（生徒）会活動・学級活動（話し合い活動・係活動・当番活動）を通して、企画する・楽しむ・役立つ・問題を見つけ解決するなどのよさを実感させる。
- (2) 話し合い活動（学級活動・委員会活動等）を計画的に位置付け、子ども同士のかかわり合いを通じた支持的風土づくりをする。
- (3) 児童・生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう特別活動を要としつつ、福祉活動・ボランティア活動・職場体験・自然体験などを通して、キャリア発達を促す「キャリア教育」を推進する。
- (4) 異年齢の子どもで集団生活する機会や場（縦割り活動）を設定し、互いのよさを生かして協働することで、心のふれ合いを図ったり、自己有用感を高めたりする。

3 生徒指導を通して、自己の感情や行動を統制する能力を育成する

- (1) 以下の3点に特に留意し、教育課程のすべての領域において機能させる。
 - ア 児童生徒に自己存在感を与えること
 - イ 共感的な人間関係を育成すること
 - ウ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること
- (2) 教育・心理検査等も利用しながら、個々の子どもも理解に努める。
- (3) 規範意識について、教職員が共通認識をもち、共通実践する。
- (4) 集団としての質を高める指導を、道徳や学級活動の年間計画に位置付ける。
- (5) 教育相談や保護者面談を実施し、教師と子ども、教師と保護者の信頼関係を築く。
- (6) 子ども同士が切磋琢磨し、自制心を養うような遊び（活動）を意図的に設定する。
- (7) 自己肯定感や自己有用感などを味わうことを目的とした構成的エンカウンターやソーシャルスキルなどのプログラムを実践する。
- (8) スマートフォンやインターネットなどを、適切に活用できる情報モラルの向上に努める。

4 健康な心身を育む学校

近年、子どもたちの体力・運動能力には大きな格差が見られる。また、生活習慣の乱れやストレスから、不登校やいじめ、衝動的な問題行動を起こしたり心身の不安定を訴えたりする子どもが増加して、大きな課題となっている。

子どもたちが、幸福な人生を自ら創り出していくためには、健やかな体はもとより、自己の感情や行動を統制する能力や、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する豊かな人間性をはぐくむことが重要であり、学校は健康な心身を育む教育を推進する必要がある。そこで、道徳教育をはじめ、教育活動全体を通して子ども理解を深め、意図的・計画的な活動を推進していく。

1 豊かな人間性を育む道徳教育を進める

- (1) 明るい挨拶、時間を意識した生活、美しい言葉遣い、よい食習慣の形成など、正しい生活習慣や感性を、家庭や地域と連携しながら身に付けさせる。
- (2) 日々の授業、道徳教育、心のアンケートや相談体制の整備などを通して、生命を大切にする意識、優しさや思いやりなどを育てる。
- (3) 学習や生活の中で学びを積み上げたり、自分の個性や持ち味を発揮し認められたりする活動や体験をさせ、自尊感情を高める。
- (4) 整理整頓の行き届いた教室や靴箱など、子どもの作品の掲示や校内美化、花壇づくりなど、美しく潤いのある環境づくりを推進する。

2 意図的・計画的に体力づくりを進める

- (1) 自分の目標を明確にし、「できるようになった」「楽しかった」という実感のある体育授業を創造するとともに、運動の日常化を図る。
- (2) 体力向上を目的とした体育行事や活動を計画的に位置付ける。
- (3) 食育の推進を通して、望ましい食習慣を身に付けるよう、健康的な生活習慣を形成する。
- (4) 体力づくりを中心とした指導や部活動の専門性の向上を図るとともに、円滑に運営するために複数体制にしたり、外部人材を活用したりする。

3 心身の健康への意識を高める保健指導を充実する

- (1) 養護教諭や栄養士と連携し、子どもの実態に基づいた効果のある保健授業を行う。
- (2) 健康の日や保健週間を設け、健康についての意識化を図るとともに、薬学講座や性教育などの保健指導を意図的・計画的に進める。
- (3) 家庭に「早寝・早起き・朝ごはん」の実践を呼び掛け、朝食の欠食率ゼロを推進したり、テレビの視聴やゲーム・スマートフォンの利用時間に注意させたりするなど、保護者が日常的に子どもの健康を意識するよう働き掛ける。

4 子ども理解を大事にした生徒指導を充実する

- (1) 校内委員会を設置し、機能させることにより、子ども理解を深める。
- (2) 校内委員会が推進役となり教職員が子どもの状況を共有し、同一歩調で指導する。
- (3) 生徒指導主事・主任が中心となり、生徒指導の意義や方法について、教職員に浸透させたり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや、外部機関との連携を図ったりする。
- (4) 小中一貫教育の推進により、円滑な子ども理解を進めるとともに、義務教育の9年間を通して必要な資質・能力の育成を目指す教育を行うことで、不登校児童・生徒の未然防止に努める。

5 地域とともにある学校

情報化やグローバル化の進展、科学技術の急速な進歩、少子高齢社会、核家族社会の進行など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、学校だけでは解決できない課題が多くなってきた。そこで、学校は今まで以上に子どもの生活の基盤である家庭や地域と連携を深め、地域と一体となって、子どもの抱える課題の解決や子どもの学びの充実に努めなければならない。

それには、学校教育活動に理解と協力を得るように、学校を開き、家庭や地域に積極的に働きかけて、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」をつくることが大切である。

1 情報を公開し、連携の基盤をつくる

- (1) P T A総会や学校評議員会・学校運営協議会等の機会を活用し、学校の教育方針や教育活動を説明して理解と協力を求め、学校の教育目標やビジョンを保護者や地域の人々と共有する。
- (2) 学校公開日を設け、地域の人々が参観できる機会をつくる。
- (3) 学校だよりやホームページ等を工夫して、広く教育情報を発信する一方、学校評価のアンケートなどを通して、地域や保護者からの願いや要望等を素早くキャッチする体制を整え、必要な情報を教職員で共有し、学校改善に生かす。
- (4) 自治会やP T A組織、スクールサポーター等と必要な情報交換を行い、子どもが安心して生活できる環境づくりをする。
- (5) 自然災害や不審者等への対応を家庭や地域社会と連携して進める。
- (6) 同じ中学校区の学校が研修会や授業参観等を通して連携を深める小中一貫教育を推進し、学力向上、中1ギャップの緩和などを目指す。

2 保護者や地域が学校運営に参画する

- (1) 学校評議員制度・学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活性化させるとともに、学校関係者評価や本会で出された意見や協議内容などを生かして、地域の声を教育課程や学校運営に反映させる。
- (2) 懇談会や保護者面談(教育相談)の機会を通して、子ども理解を深めるとともに、保護者の思いや願いを授業や学級経営に生かす。
- (3) 幅広い地域の住民等が、学校ボランティアやゲストティチャーとして教育活動にかかわることができる環境を整え、家庭や地域の人々とともに子どもを育てる体制をつくる。

3 地域に学校を開放したり、地域を学校が活用したりする(教育資源・教育力を活用する)

- (1) 学校施設・設備を開放し、地域の人々が学習したり交流したりする機会を提供する。
- (2) 自治会や地域の各種団体との連携を深めて、地域の活動を把握する。そして、子どもの地域行事・講座等への参加を奨励するとともに、教職員の地域活動への参加を促進する。
- (3) 授業やその他の活動で地域の人的・物的資源を積極的に活用し、子どもの学びを充実させたり、子どもが地域文化を継承できるようにしたりする。
- (4) 地域の「人・もの・こと」リストを作成し、その活用を積極的に進める。

6 特別支援教育を推進する学校

「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて国内法の整備が進む中、学校においてはインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が課題となり、校長には、校内の特別支援教育体制の整備と充実が求められている。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の支援が必要な子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

そのために、校長は、義務教育段階ではどのような支援・指導をすべきかについて、自身も研修を深め教職員や保護者に発信するなど、リーダーシップを発揮する。

1 特別支援教育の推進と学校経営

(1) 適切な就学支援と進路指導

障害や発達特性についての理解を深め、就学支援委員会で適切な判断を示す必要がある。また、自立を見通した進路指導をするための的確で最新の情報を収集していく。

(2) 基礎的環境整備と合理的配慮

それぞれの子どもが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか最も大切である。そのための環境整備や、特別な配慮を必要とする子の状況に応じて、対応する。

(3) 通常学級における授業のユニバーサルデザイン

学校全体で特別支援教育の視点での環境整備や児童理解を深め、それに基づくユニバーサルデザインの視点（焦点化、視覚化、共有化）で授業改善をする。

(4) 個別の支援計画・指導計画

将来の自立と社会参加を見据えて、個別の支援計画・指導計画を作成し、それに基づいて計画的・組織的に指導を充実させていく。作成の際は長期的な視野に立って、保護者と話し合いの場をもつことが重要である。

(5) 特別支援学級担任、特別支援教育コーディネーターの育成と組織・体制づくり

特別支援教育に関する専門性を高めるための研修を積み重ね、育成を進めるとともにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等も含めた校内の組織・体制づくりを図る。

2 市町教育委員会等との連携

(1) 合理的配慮を行うための環境整備

障害がある子が共に学ぶために必要な整備や配慮については、設置者と連携し、強く求めていく。

(2) 特別支援学級担任の育成

特別支援学校との交流研修の推進や特別支援学級担任の資質向上のための研修の増設要望、特別支援学級の定数は正に向けての要請を継続していく。

(3) 早期発見・早期対応のための体制づくり

就学前から適切な就学支援がなされるよう要請するとともに、入学後も子どもの表れに応じた適切な支援を早期に実施よう連携を図る。

Ⅲ 目指す校長像

1 校長の力量形成

かつて社会が求めてきた校長像は、人格円満で見識がある教育者としての姿と言えよう。しかし、社会の変化により、これまでの校長像に加えて、マネジメント能力や危機管理能力が高く、実行力・行動力のある強いリーダーシップが求められている。

「校長が変われば、学校が変わる」という言葉がある。常に厳しく謙虚に自己研鑽に励み続けるとともに、学校教育の不易を見極めつつ社会の動きを敏感にとらえ、学校経営に活かしていく力量を備えた校長になるよう努めなくてはならない。

1 求められる校長としての資質・能力

- (1) 誠実で、教育愛に満ちた人柄
- (2) 使命感・責任感
- (3) 確かな判断力・決断力
- (4) 豊かな知識・見識
- (5) 確かな授業観に基づく授業評価力
- (6) 先見性・洞察力
- (7) 社会性・コミュニケーション能力
- (8) バランス感覚
- (9) マネジメント能力
- (10) 危機管理能力
- (11) 実行力・行動力

2 求められる校長としての力量形成

- (1) 確かな教育理念、経営ビジョンをもつ。
- (2) 自校の教育について夢を語り、学校内外にアピールする。
- (3) 指導力を発揮し、時代の要請に応える学校経営に努める。
- (4) 常に教育界の動向を見て、得た情報を適切に活用する。
- (5) 学校、家庭、地域社会の実態を把握し、積極的に連携を図る。
- (6) 各教育関係機関、諸団体に連絡・相談・調整を行う。
- (7) 職員の育成を図り、個々の個性・力量を組織に活かす。
- (8) 職員の人格・人権を尊重し、職員を指導・監督する。
- (9) 職員の能力や業績を的確に評価し、人材育成と組織力の強化を図る。
- (10) 教育課程を管理する。
- (11) 勤務・サービスを管理する。
- (12) 人事を管理する。
- (13) 人命や情報漏洩（リスク管理、リスク対応）等の危機管理に努める。
- (14) 不祥事根絶のために職員を指導・監督する。
- (15) 意見や苦情を適切に処理・対応する。
- (16) 施設・設備及び教材・教具の管理や環境づくりを行う。
- (17) 文書事務、予算、経理事務の管理・点検を行う。
- (18) 子どもと向き合う時間の創出、ワーク・ライフ・バランスの実現に努める。

2 目標設定と意思の形成

学校は、使命をもった組織体である。学校の使命とは、究極的には人格の完成を目指すことであり、そのためには、子どもの成長を促し、確かな学力、豊かな心、健やかな体、これらの調和した力、すなわち「生きる力」を育むことが重要である。

この使命は、学校教育目標やその具現のための学校経営目標等に具体的に示されるが、使命達成は、組織を構成する職員が、与えられた使命を理解し自覚すること、達成のための明確な目標や方法を持ち、常に職務に専念することで可能となる。そのために、校長は職員の意思の形成を図るべく、ビジョンと戦略を持ち継続的な努力をする必要がある。

1 学校教育へのビジョンと目標設定

- (1) 理想の教育像や学校像をもつ。
- (2) 社会・教育界の動向とその課題をつかむ。
- (3) 子どもや家庭・地域社会の実態を多面的に把握し、自校の教育課題を明確におさえる。
- (4) (1)～(3)をふまえた的確な学校教育目標を設定する。

2 目標到達への戦略

- (1) 学校の特色や実態等をふまえ、経営課題を明確化する。
- (2) 経営課題をふまえ、学校教育目標を具現するための経営目標を具体的に設定し、経営の柱（基軸）とするものをおさえる。
- (3) 目標到達への戦略を裏付ける教育理論をもつ。
- (4) 先を見通し、子どもの育ちを計画的、効率的に積み上げていく精度の高いビジョンと計画をもつ。
- (5) 教育活動の充実を図るための授業改善の考え方や方法をもつ。
- (6) 職員の個性・特性を生かし、実態をふまえた目標到達のための適切な校内組織をつくる。

3 職員の意思形成

- (1) 前年度の内に理念や目標、戦略を提示し、職員の理解を促す中で意思形成の土台を構築する。
- (2) 年度当初の会議等の中で理念や目標、戦略を提示し、職員の理解を促す中で意思形成を図る。
- (3) 教職員人事評価制度をふまえ、学校経営目標からグループ目標や自己目標を設定させる。面談等を通して教職員と十分な意思疎通を図る。
- (4) 教育活動の充実を図るための授業改善の考え方や方法を研修組織を活かして、提示・指導・助言し、浸透させる。
- (5) 学年・学級経営案や分掌経営案の構想作成に、目標や戦略を反映させる。
- (6) 学年や分掌等に、計画・実践・評価・改善のPDCAサイクルをどのように進めていくかを具体的に構想させる。
- (7) 会議や校長だより等の場や手立てを活かし、指導・助言を継続することで、意思形成の深化を図る。
- (8) 個々やグループの成果・課題を的確に把握し、取組の努力を関連付けた評価に心掛け、課題への改善策を検討させる。
- (9) 学校運営のプランにそって、常に次年度以降の教育像や学校像を模索し、展望をもった視点から指導する。

3 学校運営組織の構築と改善

学校は、与えられた人的・物的諸条件を有効に活用し、目標達成のために、組織として、その機能を十分発揮しなければならない。校長は、運営体制や組織の構造・あり方、組織化の方法等を検討し、人材の的確な配置と育成に配慮する中で、校内組織を適切に整える必要がある。さらに、そのための短期、中長期のビジョンをもち、組織の構築と改善にリーダーシップを発揮しなければならない。

1 学校運営組織構築の準備

- (1) 校長として学校教育への確かな理念や授業観をもち、教育課題を明確化する。
- (2) 現運営組織の課題を明確化する。
- (3) 職員の個性・特性と実態（課題等）を的確に把握する。
- (4) 家庭・地域社会の実態（課題等）を多面的に把握する。

2 学校運営組織構築の構想

- (1) 学校教育目標・重点目標や教育課程と学校運営組織の関係を明らかにし、機能する組織をつくるための共通認識を生み出す。
- (2) 教頭や主幹教諭、教務主任、事務職員等と、運営体制や組織の構造・あり方、組織化の方法を協議し、知恵を結集して学校運営組織構築のための方向性を生み出す。
- (3) 組織づくりを人材育成の視点から検討し、「ひとを育てる組織」となるように、将来展望に立った組織づくりの方向付けをする。
- (4) 組織の活性化の視点から、組織のあり方にどのようにメスを入れればよいか検討し明らかにする。
- (5) 地域とともにある学校づくりを推進するための組織のあり方を検討し、明らかにする。

3 学校運営組織の構築

- (1) 職員の個性・特性と実態（課題等）を配慮し、将来への展望に立った育成の視点から、的確な人材の配置に努める。
- (2) 年齢や経験、男女比、仕事の軽重等に配慮しつつ、組織の活性化の視点から、思い切った人材活用に努める。
- (3) 教育課程の円滑な実施と充実を図るための適切な組織づくりに努める。
- (4) 運営の要となる教頭や主幹教諭等の考えを生かす。
- (5) 研修主任を軸とした授業改善リーダーを育てる。

4 学校運営組織の改善

- (1) 学校評価（定期的・随時）を実施したり、各種会議の中で協議したりして、運営組織を継続的に点検・評価し課題を解決するための組織上の改善を行う。
- (2) 次年度の組織づくりのために、教頭や主幹教諭、教務主任、事務職員等の意見を参考に、運営組織の課題を洗い出し、年度末人事異動の基本案を作り、具体的な人事構想を立てる。
- (3) 地域社会の中の学校づくりを念頭に、地域社会からの期待や要望に応えうる組織づくりに努める。

4 教職員の育成・指導と評価

教職員の育成は、学校教育目標を達成するためにも、また教職員が自己実現を図る上でも重要な校長の役割である。校長は教職員一人一人の個性を活かし、その資質能力を最大限発揮できるよう、指導・助言に努めなければならない。

また、教職員の評価を、計画的かつ厳しさと温かさをもって実施することを通して、資質能力や意欲の向上と学校組織の活性化を図りたい。

1 育成・指導の方針

- (1) 校長自らが夢・理想を語り、努力する姿勢をもち続ける。
- (2) 教職員の個性や資質能力と課題を把握し、一人一人の育成方針をもつ。
- (3) 個性を活かし、その資質能力を最大限に発揮できる組織づくりをする。
- (4) 自校の文化が継承・発展できる組織を確立していく。
- (5) 一人職の学校運営への積極的な参加を促す。
- (6) 教職員相互に鍛え刺激し合う緊張感をもち、意見やアイデアが出る職場の雰囲気をつくる。

2 育成・指導の方法

- (1) 教職員の成長ステージを示し、各年代に付ける力を明確に伝える。
- (2) 教職員との多くの対話を心掛け、信頼関係づくりに努めるとともに教職員の健康や生活にも注意する。
- (3) 校長自身が授業を観る眼をもち、指導を通して教職員のやる気を喚起する。
- (4) 組織が協働的に動くように指導・助言をしたり、教職員同士の話し合いを十分にさせたりする。
- (5) 確かな指導力やマネジメント能力のある中堅教員を育てるため、主任級（学年主任・分掌主任など）の指導を意図的に行う。
- (6) 若い教職員（3年未満、講師など）を学校全体で組織的に育てるためのプロジェクト等をつくる。
- (7) 職員会議をはじめ、各会議における提案は前年度踏襲ではなく、改善箇所の分かるものとさせる。
- (8) 校内研修（授業研究）を指導力向上の中心とするために、具体的な年間計画を立て、実践を伴った研修にする。

3 教職員の評価

- (1) 教職員人事評価制度を活かした、計画的・継続的な評価を行う。
- (2) 自己目標の内容を年度当初の面談で確認、共有し、必要に応じて指導・助言をするとともに、校長として、教職員一人一人への期待や努力点を明確に伝える。
- (3) 教職員の職務状況の把握に努め、指導・助言をする。
- (4) 目標達成状況を評価・評定し、フィードバックすることで、今後の課題を共有する。
- (5) 自校における教職員人事評価の実践上の課題を明確にし、改善を積み上げる。

IV 参考資料 提言経緯

1984年(昭和59)1月	磐周教育への提言 第1次
1987年(昭和62)1月	磐周教育への提言 第2次
1991年(平成 3)1月	磐周教育への提言 第3次
1994年(平成 6)3月	磐周教育への提言 第4次 「今、義務教育の果たす役割は何か」
1997年(平成 9)3月	磐周教育への提言 第5次 「個性を重視した特色ある学校づくり」
2000年(平成12)3月	磐周教育への提言 第6次 「風格ある磐周教育の創造」
2003年(平成15)3月	磐周教育への提言 第7次 「風格ある磐周教育の創造」 ◎人間教育に想を練る ◎経営参画に気概を持つ
2007年(平成19)3月	磐周教育への提言 第8次 「時代を切り拓く磐周教育」 ◎学校教育の原点に立つ ◎「人間教育・学びの場」としての学校をつくる
2010年(平成22)3月	磐周教育への提言 第8次 改訂版
2012年(平成24)3月	磐周教育への提言 第9次 「原点に立つ磐周教育」 ◎子どもを大事にする学校づくり
2018年(平成30)1月	磐周教育への提言 第10次 「原点に立つ磐周教育」 ◎真に子どもを大事にする学校づくり